

## 新潟東地区鉄工協同組合補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、金属加工や機械製造など、様々な産業の基盤となり波及効果が高い産業を営む小規模事業者の成長を促進することによる本市経済の活性化と、外国人技能実習生の共同受入による国際交流の推進を目的に、市内を中心とした製造業等の小規模事業者で組織する新潟東地区鉄工協同組合（以下「組合」という。）が実施する事業に対する補助金（以下「補助金」という。）に関して、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合員 新潟東地区鉄工協同組合の組合員の資格を有する企業をいう。
- (2) 外国人技能実習生 技能実習という在留資格を取得して日本に滞在し、受け入れ先の企業等で、就労しながら技術・技能・知識の修得を目指す外国人をいう。
- (3) 経営・技術研修事業 組合員の経営や技術の向上を図るための研修事業をいう。
- (4) 外国人技能実習生受入事業 外国人技能実習生の受け入れに伴う面談を実施する事業をいう。
- (5) 外国人技能実習生入国後講習事業 外国人技能実習生の受入時に実施する講習（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の別表第一の二の表の技能実習の項の第一号口に掲げる活動）のうち、日本語講座及び基礎講座（日本の会社組織・文化・習慣等の知識を習得する講習をいう。）に係る事業をいう。

(予算による制限)

第3条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 組合は、補助金の交付を受けようとするときは、新潟東地区鉄工協同組合補助金交付申請書（別記様式第1号）に別表第2に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付のうえ市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助対象事業の内容により必要がないと認める場合は、前項に定める書類の一部を省略させることができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査したうえで、補助金の交付の可否を決定し、新潟東地区鉄工協同組合補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により組合に通知する。

(補助額及び限度額)

第8条 補助額及び限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助対象事業の変更)

第9条 組合は、補助事業の内容又は経費を変更し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ新潟東地区鉄工協同組合補助金補助事業変更・中止・廃止申請書（別記様式第3号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、新潟東地区鉄工協同組合補助金補助事業変更・中止・廃止承認通知書（別記様式第4号）により組合に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 組合は、補助事業が完了したときは、新潟東地区鉄工協同組合補助金実績報告書（別記様式第5号）に別表第2に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査の上、これを正当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新潟東地区鉄工協同組合補助金確定通知書（別記様式第6号）により組合に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前条の手続きを経ることなく補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他法令、条例、規則及びこの要綱の規定に違反したとき

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しをしたときは、新潟東地区鉄工協同組合補助金交付決定取消通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、組合に対し、新潟東地区鉄工協同組合補助金返還命令書（別記様式第8号）によりその全部又は一部を返還さ

せるものとする。

(補助事業の状況報告)

第14条 組合は、補助事業の実施の状況について、市長の求めに応じ速やかに報告しなければならない。

(書類等の整備)

第15条 組合は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管し、市長の求めに応じ、速やかに提出しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(別記様式第9号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、相当と認めるときは、財産処分承認通知書(別記様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条・第5条・第8条関係）

補助事業	補助対象 経費区分	内容	補助額及び 限度額
経営・技術研 修事業	講師謝金	組合及び組合員以外の者が講師を行った場合に要する経費。	補助対象経費（ただし消費税は除く）の合計額の1/2以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、40万円を限度とする。
	会場借上料	組合及び組合員の所有する施設以外の会場を使用した場合に要する経費。	
	受講料	組合員が参加する研修に要する経費。	
	その他事業を行うために必要な経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもののほか、市長が特に認めるもの。	
外国人技能実 習生受入事業	旅費	組合員が負担する経費。	
	その他事業を行うために必要な経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもののほか、市長が特に認めるもの。	
外国人技能実 習生入国後講 習事業	講師謝金	組合及び組合員以外の者が講師を行った場合に要する経費。ただし、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験合格者に限る。	
	会場借上料	組合及び組合員の所有する施設以外の会場を使用した場合に要する経費。	
	その他事業を行うために必要な経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもののほか、市長が特に認めるもの。	

別表第2（第6条・第10条関係）

交付申請	実績報告
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業計画書（任意様式）</li> <li>(2) 収支予算書（任意様式）</li> <li>(3) 入国後講習実施予定表</li> <li>(4) 実習先一覧（案）</li> <li>(5) 実習生一覧（案）</li> <li>(6) 組合及び組合員以外の者が講師であることを明らかにする書類</li> <li>(7) 送出機関と組合との間において締結された協定書</li> <li>(8) 市税の納税証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 実績報告書（任意様式）</li> <li>(2) 収支決算書（任意様式）及び事業に要した費用を明らかにする書類</li> <li>(3) 入国後講習実績表</li> <li>(4) 実習先一覧</li> <li>(5) 実習生一覧</li> <li>(6) 組合及び組合員以外の者が講師であることを明らかにする書類</li> <li>(7) 送出機関と組合との間において締結された協定書</li> </ul>

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地  
申請者 名称  
代表者名

新潟東地区鉄工協同組合補助金交付申請書

新潟東地区鉄工協同組合補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助対象経費
- 3 交付申請額及びその算定方法
- 4 補助事業の着手（予定）年月日
- 5 補助事業の完了（予定）年月日
- 6 情報の公表の内容、方法及び時期
- 7 添付書類

別記様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

名称及び代表者名 様

新潟市長 印  
(担当 )

新潟東地区鉄工協同組合補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、新潟東地区鉄工協同組合補助金について、下記のとおり交付（不交付）を決定したので通知します。

記

1 交付決定額

金 円

2 交付条件

別記様式第3号（第9条関係）

年 月 日

(宛先)新潟市長

所在地  
申請者 名称  
代表者名

新潟東地区鉄工協同組合補助金補助対象事業変更・中止・廃止申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟東地区鉄工協同組合補助金の補助対象事業の内容を変更・中止・廃止したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更・中止・廃止年月日

2 変更・中止・廃止の理由

3 変更の内容

変 更 前	変 更 後

4 添付資料



別記様式第4号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印  
(担当 )

新潟東地区鉄工協同組合補助金補助対象事業変更・中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟東地区鉄工協同組合補助金の補助対象事業の内容を変更・中止・廃止については、下記のとおり変更・中止・廃止の承認をしたので通知します。

記

1 変更事項

変 更 前	変 更 後

2 変更・中止・廃止条件

別記様式第5号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（所在地）  
申請者 名 称  
代表者名

新潟東地区鉄工協同組合補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟東地区鉄工協同組合補助金事業を完了したので、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 補助事業完了年月日
- 2 補助事業の実績・成果
- 3 情報の公表・周知の状況
- 4 添付書類

別記様式第6号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印  
(担当 )

新潟東地区鉄工協同組合補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新潟東地区鉄工協同組合補助金について、下記のとおり額の確定をしたので通知します。

記

- 1 交付決定額  
金 円
- 2 確定額  
金 円

別記様式第7号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印  
(担当 )

新潟東地区鉄工協同組合補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟東地区鉄工協同組合補助金について、下記のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

- 1 交付決定額  
金 円
- 2 交付決定取消額  
金 円
- 3 取消理由

別記様式第8号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印  
(担当 )

新潟東地区鉄工協同組合補助金返還命令書

年 月 日付けで金額の確定した新潟東地区鉄工協同組合補助金について、  
下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還額  
金 円
- 2 返還期限
- 3 返還理由

様式第9号（第16条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地  
申請者 名称  
代表者名

財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟東地区鉄工協同  
組合補助金補助金事業の財産を処分したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付決定日
- 2 処分予定日
- 3 処分事項
- 4 処分理由

様式第10号（第16条関係）

第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印  
(担当 )

財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟東地区鉄工協同組合補助金の財産処分については、下記のとおり処分の承認をしたので通知します。

記

- 1 交付決定日
- 2 処分予定日
- 3 処分事項
- 4 処分条件